



はしがき

平成28年6月1日、第190回通常国会が終了した直後に、安倍総理が消費税率を10%に引き上げる時期を2年6か月延期する旨を表明しました。その後、与党の税制調査会で議論を経て、8月2日に「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が公表され、8月24日に同じ内容で閣議決定されました。そこでは、平成29年4月1日に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成31年10月1日に変更すると明記されています。なお、この「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」は、通常の年度改正における税制改正大綱に相当するものとなります。

今回の延期は、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることがその理由とされています。また、引上げ時期が変更されたものの、成長と分配の好循環を実現しつつ、2020年度の基礎的財政収支（プライマリバランス）を黒字化する目標は堅持し、財政健全化を進めて市場や国際社会からの信頼を確保していくとともに、社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとされています。

消費税率の引上げと同時に導入されることとなっている軽減税率（複数税率）制度や税率の引上げによる景気の反動減対策等の施策については、その内容を維持しつつ、消費税率引上げ時期の変更にあわせて、導入時期を2年6か月延期することが基本となっています。

本冊子は、消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置及び関連する事項について、図表を用いて分かりやすく解説したものです。本冊子が経営者や実務家の方をはじめ、税務会計の実務に携わっている方々のお役に立つことができれば幸甚です。

監修	税理士 杉田宗久
執筆	税理士 上西左大信、税理士 佐藤善恵
企画・制作	清文社